

## ○肝付町小規模契約希望者登録要領

平成23年12月7日告示第148号

### 肝付町小規模契約希望者登録要領

(趣旨)

**第1条** この告示は、肝付町（以下「町」という。）が発注する小規模な業務（以下「小規模業務」という。）について、町内に主たる事業所（本社、本店等をいう。以下同じ。）を有する者を登録し、その者を積極的に活用することによって、町内経済の活性化を図ることを目的とする。

(登録受付業務区分等)

**第2条** 登録を受け付ける小規模業務の区分（以下「業務区分」という。）は、維持修繕工事、物品調達等業務及び役務提供業務とし、その業務種別、細目種別等は別表に定めるところによる。

(対象となる契約)

**第3条** 小規模業務の対象となる契約（以下「小規模契約」という。）は、内容が軽易かつ履行の確保が容易なもので、当該小規模業務契約額が維持修繕工事、役務提供業務については30万円未満、物品調達等業務については10万円以上30万円未満のものとする。

(登録できる者)

**第4条** 小規模契約の希望者として登録できる者は、町内に主たる事業所を有し、現に自ら業として希望業種に係る業務を行っている者（個人、法人の別又は経営組織、従業員数等を問わない。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 登録希望業種を履行するために必要な許可、免許、登録等を有しない者
- (4) 暴力団その他、町の契約の相手方として不適当と認められる者
- (5) 業務区分が維持修繕工事である業務種別に登録する場合は、次に掲げるいずれかに該当する者

ア 肝付町指名競争入札参加資格審査要綱（平成17年肝付町告示第7号）第3条に規定する入札参加資格者名簿の建設工事の業務区分に登録されている者（本社若しくは本店又は営業所若しくは支店のいずれかが登録されている者を含む。）

イ 町の入札参加資格のある法人の代表者及び役員が小規模契約希望者登録申請をする法人の代表者及び役員になっている等、町の入札参加資格のある法人の同種関連会社と認められる事業者及びこれと同等と認められる個人

(登録申請)

**第5条** 登録を希望する者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。この場合において、登録を希望できる業務種別は、5件以内とする。

- (1) 法人の場合
  - ア 肝付町小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）
  - イ 債権者登録（口座振替）申請書（様式第1号（別紙））
  - ウ 法人代表者印の印鑑証明書
  - エ 法人の納税証明書（様式第2号）
  - オ 許可・免許・登録証等の写し（許可、免許、登録等が必要な業種に限る。以下同じ。）
  - カ アからオまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (2) 個人の場合
  - ア 肝付町小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）
  - イ 債権者登録（口座振替）申請書（様式第1号（別紙））
  - ウ 代表者の納税証明書（様式第2号）
  - エ 許可・免許・登録証等の写し（許可、免許、登録等が必要な業種に限る。以下同じ。）

オ アからエまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(登録申請受付区分及び登録有効期間)

**第6条** 登録申請の受付区分及び当該受付区分の受付期間及び登録有効期間は、次に定めるところによる。

(1) 定期受付

ア 受付期間 西暦における偶数年の2月1日から3月末日まで

イ 登録有効期間 当該定期受付の受付期間の属する年(以下「定期受付年」という。)の4月1日から翌々年の3月末日まで

(2) 随時受付

ア 受付期間 通年

イ 登録有効期間 登録申請を受理した日の翌日から当該日以後の最初の定期受付年の3月末日まで

(小規模登録名簿への登載)

**第7条** 町長は、前2条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査の上、肝付町小規模契約希望者登録名簿(様式第3号)(以下「小規模登録名簿」という。)に登載するものとする。

(小規模登録名簿の公開)

**第8条** 町長は、小規模登録名簿を庁内において公開するとともに、一般にも町のホームページ等で公開し、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。

(登録内容の変更)

**第9条** 小規模登録名簿に登載された者(以下「小規模登録者」という。)は、登録内容に変更があったときは、速やかに肝付町小規模契約希望者登録変更等届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

**第10条** 小規模登録者は、登録を辞退するときは、肝付町小規模契約希望者登録辞退届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

**第11条** 町長は、小規模登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該小規模登録者を小規模登録名簿から抹消するものとする。この場合において、町長は、当該小規模登録者に対し、その旨を通知するものとする。

(1) 第4条各号のいずれかに該当する者となったとき。

(2) 廃業した事実が判明したとき。

(3) 契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があったとき。

(補則)

**第12条** この告示に定めるもののほか、小規模契約希望者登録に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

1 この告示は、平成24年1月4日より施行する。

2 平成24・25年度の小規模契約希望者登録申請受付は、この告示に基づき行う。

別表（第2条関係）

小規模契約希望者登録受付業種一覧

維持修繕工事

種別コード	業務種別	細目コード	細目種別	工事の内容	工事の例示
101	維持修繕工事	1	建物修繕工事	木造建築物の修繕又は簡易な改築に係る工事	大工工事、外構工事
		2	空調設備修繕工事	空調管、ガス管又はボイラー等空調設備機器に係る修繕工事	空調管修繕工事、ガス管修繕、ボイラー設備修繕工事
		3	衛生設備修繕工事	給水管、消火栓、浄化槽等衛生設備機器に係る修繕工事	水道蛇口工事、給水管修繕工事、消火栓修繕工事、浄化槽撤去修繕工事
		4	電気通信設備修繕工事	照明配線等の電気設備機器又は電話等通信設備に係る修繕工事	配線工事、照明修繕工事、体育館照明取替工事、電話通信設備工事、放送設備修繕工事
		5	消防設備修繕工事	火災報知器、屋内消火栓等消防設備に係る修繕工事	消火設備修繕工事、火災報知器修繕工事、屋内消火栓修繕工事
		6	板金・塗装修繕工事	建物物板金の修繕若しくは工作物塗装の修繕工事	雨樋修繕工事、建築物板金修繕工事、手摺塗装工事、建物塗装工事、路面表示工事
		7	屋根・防水修繕工事	屋根の修繕若しくは建物防水の修繕工事	屋根修繕工事、屋根ふき工事、建築物防水工事

【維持修繕工事部門申請にあたっての注意事項】

- ① 建設業許可を有していなくても登録可能です。ただし、施工中の写真管理、施工管理ができるものとする。
- ② 次に掲げる業務の登録を希望される方は、以下で示した部門にある業務種別で申請してください。
  - ◇ 建具・表具・内装等の修繕→【物品調達業務】
  - ◇ 樹木等の剪定等庭園管理、森林整備又は造林等造園に係る業務→【役務提供業務】
  - ◇ 設備関係（空調設備、衛生設備、電気通信設備、消防設備）の保守点検業務→【役務提供業務】

物品調達等業務

種別コード	業務種別	細目コード	細目種別	業務の内容	備考
201	文具・事務機器	1	文具類・事務用品	文房具・事務用品等	
		2	事務機器	印刷機、コピー機等	
		99	その他の文具・事務機器類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
202	印刷製本	1	一般印刷物	一般印刷物等	
		99	その他の印刷製本類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
203	写真用品等	1	カメラ・カメラ用品	スチールカメラ、フィルム、写真用機材	
		2	写真撮影・現像	写真撮影・現像等	
		99	その他のカメラ・写真類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
204	電気・通信機器	1	家電製品	一般家電製品	
		2	通信機器	電話、電話交換機、無線機、視聴覚機材、アンテナ	
		33	電気・音響設備機器	発電機、変圧器、分電盤、制御盤、照明設備、放送機器	
		99	その他の電気・通信機器類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
205	冷暖房・衛生・厨房機器	1	一般用冷暖房機器	冷暖房設備機器等	
		2	一般用衛生機器	浴槽、便器、リサイクル機器、生ゴミ処理器、洗面台	
		3	厨房用品	調理器具、食器類	
		99	その他の冷暖房衛生・厨房機器類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
206	日用品・贈答品	1	日用雑貨販売	台所用洗剤、荒物、金物、傘、その他日用雑貨	
		2	ポリ袋、包装資材	ごみ袋、各種ナイロン袋、発泡スチロール	
		3	玩具・小物	玩具・置物等	
		4	記念品・贈答品	盾、トロフィー、メダル、バッジ、ギフト用カタログ	
		5	金券	商品券、印紙、切手	
		6	葬祭礼具	花輪、仏具、提灯	
		7	貴金属類	宝石、老眼鏡	
		8	その他の日	(取り扱う品目等を「その他の	

			用品・贈答品類	業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
207	繊維・ゴム・内装品	1	被服	事務服、作業服、白衣、消防用被服、防寒着	
		2	寝具・繊維製品	毛布、軍手、タオル、布地、呉服、布製かばん	
		3	内装・インテリア	絨毯、カーテン、ブラインド、壁紙、その他インテリア用品	
		4	染物・縫製品	法服、半天	
		5	帽子	布製の帽子	
		6	履物	足袋、草履、下駄、ゴム長靴、安全靴	
		7	ゴム・ナイロン製品	合羽、シート、ゴムホース、合成樹脂製品	
		8	革製品	皮製かばん・ベルト等	
		99	その他の繊維・ゴム・内装品類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
208	家具・木工品	1	オフィス家具・什器	事務机・イス、キャビネット、ロッカー、書架、展示用ショーケース	
		2	学校用家具	教室用机・椅子、生徒用ロッカー	
		3	医療用家具	薬品戸棚、医療用ベッド	
		4	一般家具	応接セット、スチール家具、ベッド、タンス、鏡台	
		5	木工品製造・修理	オーダーメイド木工品の製造及び修理	
		99	その他の家具・木工品類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
209	教材・教育用品	1	教育用品	教育用機材、標本、見本	
		2	視聴覚教材	学校用放送機器・DVD・CD等	
		3	技術家庭科用教材	ミシン、教材用工具	
		99	その他の教材・教育用品類	取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
210	書籍・図書用品	1	書籍	一般図書、法規図書、図書カード等	
		2	地図	地図全般、住宅地図	
		3	図書用品販売	書架、ブックトラック	
		99	その他の書籍・図書用品類	取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
211	音楽・視聴	1	楽器類販売	各種楽器、楽譜	

	覚用品	2	視聴覚ソフト	既成品CD又はDVDソフト等電子ソフトの販売	
		3	楽器修理		
		4	ピアノ調律		
		99	その他の音楽・視聴覚関連用品	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
212	運動用品・遊具	1	スポーツウェア	スポーツユニフォーム、スポーツシューズ	
		2	一般スポーツ用品	運動器具、用具、武道具	
		3	体育用具・保育遊具	学校・保育用遊具、学校体育用具・体育関係教材	
		4	レクリエーション用品	キャンプ用品、レジャー用品等	
		99	その他の運動用品・遊具類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
213	消防・交通安全・防犯用品	1	消防設備機器	消防ポンプ、ホース、消火器、消防標識、火災報知器	
		2	防災・救命用器具	ヘルメット、防災頭巾、防煙マスク、担架、防災備蓄品、避難器具	
		3	交通安全・防犯用品	誘導灯、交通安全用教材、防犯ブザー	
		4	鍵・金庫	鍵穴修繕、合鍵作成、耐火金庫	
		99	その他の消防・交通安全・防犯用品類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
214	看板・記章・模型	1	看板	看板、掲示板、パネル、選挙用掲示板	
		2	標識	標識案内板、金属・プラスチック製プレート	
		3	幕・記章	懸垂幕、横断幕、のぼり、バッジ、名札、室内札	
		99	その他の看板・記章・模型品類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
215	建材・資材	1	建設材料	砕石等石材、セメント・コンクリート製品、生コン	
		2	管・電気工事材料	鉄管、鉛管、ヒューム管、電線、絶縁材料	
		3	道路資材	道路標識、カーブミラー、デリネーター、ネットフェンス、融雪剤	
		4	鋼材	鉄鋼製品、鋳鉄製品、陶管類、非鉄金属、サッシ	
		5	木材	木材、合板、竹材、丸太	

		6	塗料	塗料、溶剤、接着材、防水材	
		7	建具・表具	襖、障子、畳、壁紙、ガラス、シャッター	
		8	仮設資材	プレハブハウス、仮設トイレ、組立物置	
		99	その他の建材・資材類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
216	農林水産資材・薬品	1	園芸用品	生花、植木、苗、種子、観葉植物、造園用品	
		2	工業用薬品	塩素、硫酸、苛性ソーダ、消毒薬剤、消石灰、水処理剤	
		3	農業用薬品	除草剤、肥料等	
		4	火薬	火薬類の販売、花火打上	
		5	動物用薬品	飼料・各種駆除剤	
		6	動物・昆虫	飼育用動物及び飼育用昆虫	
		99	その他農林水産資材・薬品類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
217	油脂・燃料	1	車両・機械用燃料		
		2	冷暖房用燃料	重油、灯油、石炭	
		3	気体燃料	プロパンガス、窒素ガス、水素ガス	
		99	その他油脂・燃料類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
218	食料品	1	一般食料品	食料品	
		2	嗜好品	お茶、コーヒー等	
		3	魚介類	魚介類等	
		99	その他の食料品類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
299	その他	99	その他	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	

【物品調達業務申請登録にあたっての注意事項】

- ① 営業を行うにあたって法令で許可等が必要とされている業務の入札参加資格登録を希望される場合は、それら許可等を有していることが必要です。

役務提供業務

種別コード	業務種別	細目コード	細目種別	業務の内容	備考
301	建築物環境衛生管理業務	1	建築物清掃	建築物における床又は窓ガラス等の清掃（建築設備のみの清掃業務は除く。）	
		2	建築物空気調和用ダクト清掃	建築物の空気調和用ダクトの清掃	
		3	建築物飲料水貯水槽清掃	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃	
		4	建築物排水管清掃	建築物の排水管の清掃	
		5	建築物ねずみ・昆虫等防除	建築物における鼠、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせる恐れのある動物の防除	
302	環境整備業務	1	害虫殺菌駆除	スズメ蜂等屋外における有害鳥獣害虫駆除又は森林、砂場等の殺菌消毒に関する業務（建築物の防鼠・防虫及び樹木病害虫駆除を除く。）	
303	森林緑地保全業務	1	庭園管理	芝生の育成管理、樹木の剪定、冬囲い及び松食い虫防除等緑地又は庭園の管理に関する業務	
		2	除草・草刈	公園及び市有地内の除草及び法面等の草刈に関する業務	
		3	森林整備	森林地帯における樹木の保育伐採、本数調整伐、受光伐及び広域範囲における森林の松くい虫の防除等に関する業務	
304	設備等保守管理業務	1	電気工作物保安管理	自家用電気工作物の保守点検に関する業務	
		2	電気設備保守管理	受変電設備、照明設備若しくは蓄電池設備等電気設備の保守点検又は管理に関する業務（舞台又は屋外照明設備は除く。）	
		3	消防設備保守管理	消防設備の保守点検又は管理に関する業務	
		4	空調衛生設備保守管理	冷暖房空調機械設備及び給排水衛生設備の保守点検又は管理に関する業務（ボイラー及び冷凍機は除く。）	
		5	ボイラー設備保守管理	ボイラー設備の保守点検又は管理に関する業務	
		6	冷凍機保守管理	高圧ガスにより運転する冷凍機の保守点検又は管理に関する業務	
		7	昇降機設備保守管理	エレベーター、ダムウェーター等昇降機設備の保守点検又は管理に関する業務	
		8	自動ドア設備保守管理	自動ドア設備の保守点検又は管理に関する業務	
		9	電話通信設備保守管理	電話、防災無線等通信設備の保守点検又は管理に関する業務（10. に示す放送設備は除く。）	
		10	放送設備保守管理	一般視聴覚設備、舞台音響機械設備等屋内又は構内における放送設備の保守点検又は管理に関する業務	
		11	舞台吊物設備保	舞台用吊物設備の保守点検・管理に関する業務	



			守管理		
		12	舞台照明設備保守管理	舞台用照明設備の保守点検・管理に関する業務	
		13	屋外照明設備保守管理	グラウンド等屋外照明設備の保守点検・管理に関する業務	
		14	遊具類保守管理	学校及び公園等に設置してある遊具の保守点検・管理に関する業務	
		99	その他の設備保守管理	上記に掲げるもの以外の設備保守点検・管理に関する業務（希望する業務内容を「その他の業務内容」欄に詳しく記入してください。）	
305	運行業務	1	大型バス運行	大型バスを手配し、運行する業務	
		2	送迎バス運行	通学等の送迎バスを手配し運行する業務	
399	その他のサービス	1	クリーニング	衣類、寝具及びカーペットのクリーニングに関する業務	
		2	公金徴収管理業務	町税、手数料又は各種使用料の徴収に関する業務	
		3	水道メーター検針	水道メーター検針に関する業務	
		99	その他	上記に掲げる業務以外の業務（希望する業務内容を「その他の業務内容」欄に詳しく記入してください。）	

**【役務提供部門申請にあたっての注意事項】**

- ① 営業を行うにあたって法令で許可等が必要とされている業務の入札参加資格登録を希望される場合は、それら許可等を有していることが必要です。